

茨木市議会議員

あびこ浩子

ゆめ・みらい通信



連絡先：（あびこ浩子事務所）茨木市中穂積3丁目1-35

TEL&FAX 072-601-0569

ウェブサイト：<http://www.hcn.zaq.ne.jp/abiko-h/>

＜あびこ浩子の実感＞
 普通の主婦が議員になったら、不思議なことがいっぱいあった！

●高齢者や子どもたち、障がいを持つ人、病気をもつ人など弱い立場の人たちが安心して暮らせる街にしよう！それは誰にでも優しいまちだから。子育てしながら街に出ようよ！街に出られる社会にしよう！子育て支援で社会を変えよう！

茨木市議会議員 あびこ浩子
 まちの課題、みんなの思いを政治に届けたい！



あびこ浩子（安孫子浩子）

- ◆ 1961年生まれ。玉櫛小・南中卒業／1980大阪府立千里高校卒業／1984関西大学文学部卒業／2008大阪市立大学大学院創造都市研究科共生社会研究分野修士課程修了、大学時代銭原キャンプ場でカウンセラーとして活動
- ◆ 1984高槻市立第7中学校教諭／1987茨木市立三島中学校へ転任1990退職／2000沢池幼稚園PTA会長／2002穂積小PTA会長／2006茨木市PTA協議会会長／2004NPO法人 Chacha-House 代表理事／穂積小校区青少年健全育成運動協議会会長／NPO法人子育て広場全国連絡協議会理事／
- ◆ 穂積台在住／夫、長女（大3）・次女（高3）・長男（高1）の5人家族

みなさま、いつもお世話になっております。あびこ浩子です。

2010年も、残すところ3か月足らずとなりました。

昨年夏、多くの皆様の期待を背負って民主党へと政権交代がなされたから1年。与党になったということで、むしろこれまでと違った意味で大きな責任が発生し、野党としての意見を述べているだけでは済まされなくなったのだと実感しています。

それは、毎週火曜日朝にJR茨木駅に立たせていただきながら、皆様とご挨拶をする中で頂く、ご意見の中に、しみじみと実感させていただいています。

私の当初からの思いとして「子育て支援で社会を変えよう」と訴えてきました。民主党政権になり、いよいよ「子ども手当」が始まり、大きな反響とともに「なぜ今子育てにばら撒きなのか？」と問われることが多くなりました。

少子化の問題は国の在り方を大き

く左右する重要課題です。人口が減り続ける国に明るい未来の発展は望めません。誰が未来を担い、誰にバトンを渡すのか？その為に今すべきことは何なのかを問われています。

貧困や虐待など社会の厳しい現実と課題は、一番立場の弱い子どもたちや高齢者、障がいをもつ方々のところに現われています。

子どもたちが幸せに生きられる社会はきっとどなたにとっても幸せに生きられる社会のはずです。

経済の課題、医療の課題、私たちの生活に密着した課題が多くあり、その一つ一つを、国の、大阪府のそして茨木市の課題としてつなぎながら取り組んで行こうと思っています。



地方自治経営学研究会にて

2010年度定例議会報告



街デ「ほづみ」食事風景



2010年6月議会報告

～委員会が開催されず、一般質問のみが行われました～



穂積コミセンまつりにて

<あびこ浩子の実感>

普通の主婦が議員になったら、不思議なことがいっぱいあった！

- 高齢者や子どもたち、障がいを持つ人、病気をもつひとなど弱い立場の人たちが安心して暮らせる街にしよう！それは誰にでも優しいまちだから
- 子育てしながら街に出よう！街に出られる社会にしよう！子育て支援で社会を変えよう！

<6月議会・本会議質問事項>

1. 老人福祉センターの在り方について
2. 茨木市の地域福祉について
3. 学童保育の運営について

6月議会では委員会は開催されず、本会議での一般質問のみが行われました。

高齢者施策について、「ひとり暮らし高齢者実態調査」を踏まえて質問しました。「ひとり暮らし高齢者」の借家比率は41.3%に昇っており、「高齢者のみ世帯」19.4%の倍以上の数値になっていること、中でも「ひとり暮らし高齢者の65歳～70歳男性」の借家比率は、62.2%にもなっており、その家賃の平均額が、45,186円になっていること、年金生活者にとって、「家賃」の負担が重くのしかかっていることから茨木市がこれまで実施して

高齢者の実態からも理にかなった制度であり、出来れば昨年度実施した「助成額の削減」の見直しを行うべきだと主張いたしました。

「見守り支援体制の強化」の項目では、「緊急時の連絡先がないひとり暮らし高齢者で、何らかの病気や障害がある高齢者が5割を超え、ひとり暮らし高齢者は、身寄りが無い状況の中、日々不安を感じ、また日常の相談相手として民生委員や行政に頼りながら生活している様子が伺える。」そして、その対応策として、「中学校区に配置しているコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を中心に、各小学校区で構築を進めている『健康福祉セーフティネット』について、早期に全小学校区で構築できるよう関係機関と協議しながら推進する」と記載されています。

よって報告に沿った見守り支援体制の強化を要望しました。

第6号

2010年9月議会報告

公の施設の使用料・手数料条例改正

公の施設使用料手数料条例の改正が議論されました。市民サービスに直結する課題ということで「公の施設使用等に関する特別委員会」を設置して2日間の集中審議が行われました。

1年半に渡って、検討部会を開催し外部委員を入れて9回、作業部会は50回開催されてきました。

結果、これまで実施されてきた「減免制度」を廃止し、館により目的が決められている「コミュニティセンター、公民館、いのち・愛・ゆめセンター」「ローズWAM」「消費生活センター」「労働センター」「教育センター」「青

少年センター」のみ、免除団体を審査会で、各館の条例施行規則と免除団体要綱に則って審査し決定することとなりました。

「受益者負担」という言葉が、どう解釈され、各館の設置目的をどう考えるのか、私たちの市民サービスがどうあるべきなのか？ 第一、免除団体を決める条例施行規則や免除団体要綱は私たち市民には提案も変更もできないところにあります。行政側の一方的な提案で決まるのです。それらは議会で議決されないものだからです。来年4月から変更です。



長島邑久光明園夏祭りにて

障がいを持つ子どもたちの集える場所②

昨年12月議会の本会議で「障がいを持つ子どもたちの居場所」について質問しました。

青少年センターが廃止され、児童館機能のある「いのち愛ゆめセンター」で受け入れが求められるが、職員体制などがきちんと法律どおりになされておらず受け入れができなくなっているということで質問をいたしました。

今年度から「いのち・愛・ゆめセンター」では「児童館」職員である「児童厚生員」を配置して対応を図っています。しかしながら現状では障害をもつ子どもたちを積極的に受け入れる体制にまではなっていないようです。

今回、民生委員会で改めて質問させていただきました。

学童保育での障害をもつ子どもたちの居場所ということで、今年度4月の入学

式前に新1年生の遊具での事故があり、その件と併せての質問をさせていただきました。

新1年生を入学式前から安全に受け入れ、放課後の生活を安心して過ごしてもらうためには、主催者である茨木市が全責任を負って運営に当たることは当然のことであり、そのことでは6月議会の私の本会議質問でも市側が認めているところです。

障がいをもつ子どもたちが学童保育で活動するにあたり、安全を確保することは当然なされるべきことです。現在では支援学級に通う子どもには、介助職員が加配される場合があります。

障がいをもつ子どもたちが、例えば保護者が就業している場合などでは、放課後の居場所として「学童保育」を選ばれている場合が多いです。その場合、御本人が学童保育で過ごしたいと思えば、障がいがあることを理由に入所を断られるケースは基本的にあってはならないと私は考えています。

障がい者の権利条約に「合理的配慮」という言葉が出てきます。障がいがあることを理由に社会参加が制限されることがない社会環境を作っていくことが大切ではないかと思います。

この件に関しては、障がい者団体の皆様と一緒に更に議論を深めたいと思っています。

